

## 平成20年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成20年12月15日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

山崎りょうじ	神谷ひさ子	川合 正彦	永田 起也
村上 直規	三浦 康司	高橋 憲二	嶋崎 康治

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	近藤 鈴俊	総 務 課 長	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 管 理 者	清水 雅美	監 査 委 員 事 務 局 長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	蟹江 芳和
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審 査 結 果
議案第73号 知立市税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第77号 平成20年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
議案第80号 平成20年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
陳情第19号 消費税の引き上げを行わないための意見書採択を求める陳情書	不採択

---

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は4件、すなわち議案第73号、議案第77号、議案第80号、陳情第19号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第73号、知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第73号、市税条例の前納報償金の交付率を変更しようと、こういう条例案ですが、本会議で基本的な論点はかなり議論されたと。また、なぜこのような減額措置を講ぜられるかという理由も明らかになったというぐあいに思います。

改めて私、伺いたいのは、今12月補正予算で1,920万円、本報償金の補正がされまして、20年度で8,920万円、この報償金を歳出しようと、こういう意思表示が今回の補正予算で行われております。これは現行100分の0.2という交付率でこういう計算になるんですが、もし条例提案のように変更された場合、2分の1になった場合に、この報償金の額がどのように減ってくるのか、その見直しについて本会議で若干答弁があったと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○税務課長

当初予算ベースで言いますと、平成20年度ですと3,000万8,000円、21年度でこの予定で言いますと1,479万円ということでございます。

○高橋委員

ちょっとよくわからんのだけでも、今、20年度の補正予算が後ほど出てきまして8,920万円でしょう、報償金を20年度に払いたいという額が。これは、現行の交付率で計算するとそういうことになるということで補正を出されてると思いますが、今回の改正になると幾らぐらいに減額されるのか。つまり、この制度は歳出削減策でしょう、これ。歳出削減しようというためにやってみえる措置で

しょう。だから、こういうふうに分半にすると歳出がどれだけ減るのかと、20年度では8,900万円の歳出予定だけでも、この条例が可決されれば8,900万円が減額されてこれだけになりますよというふうに見通しを述べていただきたいわけです。

○税務課長

今回の補正後で8,920万円ですね、こちらの方が、内容がちょっとそういうことではなくて、還付金の方ですね、還付の返還金の方を増額で更正したということで、前納報償金の影響ということではございません。

○高橋委員

いやいや、私の補正予算の指摘が不正確なら、それは指摘してもらえればいいけども、前納報償金というのは当然歳出予算に入ってるわけだから、これが今度の改正によると20年度でこれだけ予定してると。私のさっき言った数字がね、還付金も入るとすれば、正確な数字を言っていたいで、納期前納付の報償金の額はこれだけなんだけど、今度の改正でこれだけに減るんだと。したがって、この制度が実行されるとこれだけ歳出が削減されますよと。これ歳出削減のためにやるんでしょ。違うんですか。だったらそこの歳出削減効果がこの条例によってどれだけ生まれてくるのかということも述べてもらわないと、論点が正確にはなりませんよね。どうですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時05分休憩

---

午前10時06分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長

御質問者の御指摘の件でありますけども、まず1点の確認はですね、今回の補正予算につきましては市税の還付金でありまして、前納報償金につきましてはちょっと私が本会議で答弁した中身と、先ほど課長が答弁した中身、若干の数字が違いますが、私は平成20年度におけます全期前納報償金

制度の利用者と、それから報償金額でございますけれども、これは市県民税におきまして、件数で4,581件、金額で592万2,300円、固定資産税の方につきまして1万3,199件で、報償金額としまして2,401万3,580円、合わせて2,993万5,880円となります。

前納報償金につきましては、確かに委員の御指摘のように歳出削減ということもあります。したがって、15年のときに5万円と、それから5%から2%に引き下げたときに、そのときは大体約半額、報償金額が減ってきております。したがって、その点で申しますと約3,000万円でございますので、1,500万円ぐらいになるのではないかと思います。今回の主な本当の点は、歳出削減というよりは他市が西三市全部今まで行っておりましたけれども、他市も4市がやめるという背景もございますが、それは本会議でもちょっとお話しさせていただきましたが、この地方税法ができたときに昭和25年でございます、そのときの時代的背景から、やはり社会情勢とそれからそのときの経済情勢というものがかなり現時点とは変わっておりまして、当時は普通徴収というのが主でございましたが、最近はこの市県民税で見ますと特徴が圧倒的に多くなってきているという背景が一つございまして、その辺で、前納報償が受けられる方と受けられない方というもの一つの不平等感があるということも1点でお話しさせていただきました。

それから、金利の情勢もやはりかなり変わってまいりまして、本会議でもちょっと答弁させていただきましたが、市中金利の通常の農協とか信用組合、そして信用金庫といった場合の金融機関におきましては、普通預金が0.12%ということで、12カ月の定期につきましても0.35%ということでございまして、現在の報償金で当てはめますと、市県民税におきましては改正後で1.2%という金利になるわけでございます、固定資産税におきましては1.6%という金利になります。したがって、市中金利に対しましても約10倍ほどの金利が確保できるということで、ちょっと金利幅が広が

ったという背景もございます。

それから、先ほどお話ししました特徴が普通徴収に対しまして、比率で申しますと、市県民税で申しますと61%が既に特徴という形になってきております。金額ベースですと73.9%が特徴という形になってきている不公平感というものがござい

ます。それから、口座振替がやはり当時とは違いました。かなりふえてまいりました。ただ、ふえてまいりましたけれども、固定資産税の場合は口座振替率が約45.96%ですので、50%ぐらいが口座振替に変わりました。市県民税は普通徴収に対しましては25.56%ということでございますが、口座振替が非常に進展したということもござい

ます。それから、もう1点お話しさせていただきましたのが収納拡大ということで、私どもとしては、できるだけ門戸を24時間収納できる体制を来年からとっていくというようなこともございまして、そうした総合的な観点から、今回、金利の引き下げ、上限額の引き下げをさせていただいたところでございます。

○高橋委員

単なる歳出削減ではないんだと。特別徴収を義務づけられているサラリーマン等の方には、この恩典はないと。しかも100%収納できると。普通徴収の場合に、みずからの意志で納期の前に納税をすれば、今言うような還付制度といいますか、報償金制度があると。これ自身が矛盾しているのではないかと御指摘ですね。この点、理解できないわけではありません。

もう一度聞きたいのは、私の冒頭の質問は幾らぐらいの減額になるのかと、納期前納付報償金。今の総務部長は2,993万円、この制度は固定資産税と個人市民税にしか適用されておられませんね、あと国税とかは対象になってませんので、市民税と固定資産税と。都市計画税も入りますが、土地課税と所得課税というところに限ってのみですが、これで2,993万円。これは本会議でもその趣旨のことを言われたんですが、これが報償金だと。要するに3,000万円が。これが1,500万円になると、

こういう理解でいいですか。

○総務部長

そのとおりでございます。平成15年、すなわち14年から15年に変わったときに、その当方で件数で申しますと、市県民税と固定資産税合わせて、件数としてはそのときに約1,000件ほど減りました。金額で申しますと6,445万円払っていただいたのが、そのときに申しわけございません、2,149万2,000円ということでかなりの落ち目をしたわけでございますが、15年からまた19年、20年まででこの金額が現在の2,993万5,000円ということで戻ってきたと。すなわち納税をされる方については市中金利じゃなくて、こういった制度も十分活用されて納期前に納めていただいたというのは実態ではございます。

○高橋委員

これ約3,000万円の納期前納付の報償金がね、交付率が半分になったので、半分にすれば1,500万円ということだね。ただこの際、市の方がそういうスタンスならおれはやめるわと。納期前納付なんていう格好よく、要するに自分の金を、身銭を早く切るわけだから。これだけ口座に入れた方が利息は少ないかもしれんけれども、口座に入れた方がまだ運用益があるじゃないかと。あるいは最近言われてる株式へね、ちょっと回そうかと、大した金額じゃないものだからそういう議論が起きるかどうかわかりませんが、そういうことで納期前の特例報償金がなければやめるかという方も当然出てみえると思われま。

だから1万7,000件、固定と市民税で1万7,000件の人がこの条例改正によって引き続き納期前納付をされるかどうかはわからないというふうに思います。しかし、それはまたお金に余裕がある方なら戻ってくるんじゃないかという説ですがね。したがって、ちょっと影響額がどうなるのかやってみなきゃわからんという面があると思うんです。

もう一つ、私聞きたいのはね、3,000万円の報償金を払っていたということは、つまり3,000万円の報償金に匹敵する納税があらかじめされたということになるわけでしょう。あらかじめされた納

税というのは幾らぐらいになるんですか。これ逆算すりゃわかるんですけど。

○総務部長

20年度で申しますと、報償金に係る税額は全体で39億5,736万7,900円という額でございます。これらが、知立市で申しますと、資金運用面で申しますと、資金収支で申しますと早く入るということで安定的な財政運用ができるのに一助となっていることは間違いございません。

○高橋委員

私は今の点はちょっと注目するに値するんじゃないかと。つまり納期前納付という交付金があるために39億円ですね、まだ納期じゃないのに39億円の金が先づけで入ると、納期との関係で。ということでしょう、おっしゃったのは。

つまり昔のように金庫の金がからからになっちゃって、予算を執行せにやいかん、職員の給料払わなきゃいかん、しかし金庫の金がからからだといえ、金融機関から一時借入れをやって、利息を払って当座の執行をして、後ほど歳入されるであろう税その他で帳じりを合やすという自転車操業的なやり方も従来ありました。予算書には、一時借入金の利息というようなものが計上されていた時期があるんですが、昨今ではそういう運営はされていないと理解するんですが、そういう理解でいいんですか。

○総務部長

大局的にはそういうことで私も認識しておりますけれども、そこら辺も、私も本会議でも答弁させていただきましたが、県内でも21の団体がこれで廃止ということになるわけですけども、そこら辺、国会の方もですね、地方税法の不公平感というものがちょっと地方税法で議論になりましたけれども、そういった背景があるかと思いますが、そこら辺で私としてはですね、先ほど申した理由も含めてもう少し変更はさせていただきますけれども、残していきたいという考えで思っております。

○高橋委員

いやいやちょっと、残す残さんはいいんですけどね。39億円のこの先づけの税が入るわけだね、納

期前に。この運用益、まあ運用益という言い方は証券会社でもないし金融機関じゃないけども、運用益というか、入ってくればね、39億円入ってくれば当座それが活用しなくても済むんだってことになれば、一たん金融機関に預けるなどする措置をとられますよね。あるいは金がなければ、その先づけのものを使っていかなきゃいかんということになるんだが、一時借入れをやって一時急場をしのぐというのは従来ありました、当市でも。収入役が苦勞された時期があったと思いますが、最近はそのようなことはないんですかということ聞いておるわけです。

○総務部長

私の知り得る限りでは、一借り15億円、一般会計で持ってますけど、パティオをつくるときに資金収支で、当時10月、部分払いでいくときに、ちょうど枯渇しそう、ぎりぎりなところに行ったことがございますが、そのときも借りを起こさなくて運用してまいりましたので、まず間違いなくいけると思います。

○高橋委員

一時借入れをしなくても最近はやってきているんだと。これはこれで結構なことだと思いますね。

ただし、納期の前に39億円入るということは、これは当市にとってはとてもありがたい話でして、そんなことをしてもらわなくてもええですよと、納期前にわざわざ払ってもらってやらなくても、これは不公平感が強いと。したがって39億円、20年度で、これ半分になれば20億円ということになるかもしれないね、ちょっとわかりませんけど。

そういう運用益が当市の財政運営にも、これは最終的に予算書が変わるわけじゃないですから入る金に最終的に変わりはないけれども、年度の途中にはいろんなことがある、最終的にはそろばんが入るけれども、年度の途中にいろんなことがあるので、そうした不測の事態を補うための制度ではありませんよ、これは。ありませんが、そういう事態にも対応できるということは、私は、市民の納税意欲と当市の財政の仕組みとの関係で言え

ばありがたい制度だと、そういう意味では、というふうには私は思うんですよ、ありがたい制度だと。そのあたりはどういうふうに考えてみえますか。

だから、いや全額0にはしないんだと、21には入らないんだと言って、多少含みを持たせて、要するに近藤流逃げ口をちゃんとつくってみるのがなかなか総務部長らしいんだけどな、あえて言わせてもらおうが。近藤流、これはこれでいいんだけども、そういう運用益という言い方はちょっと当たらないけども、今言う39億円との関係については、どんな評価をされているのか。これが減ってくることに對する意味合いというのは、どういうふうには財政当局見てみえるのか。これはこれで一つ押さえていただく必要があると思うんですが、この辺どうですか。

○総務部長

おっしゃるとおりでございます。ある意味において、当初お話しさせていただきましたが、25年の戦後の間もないころと今は変わりましたが、先ほどちょっと金額ベースで大体特徴の方が74%弱ですけど、そういった形で毎月ぼつぼつと入ってまいります。そういう税構造になってまいりましたので、基本的に、先ほどお話ししたパティオのような40億円というような大きな事業がぼんと入ってきたときの分割のときに、一つ最初のころにお金がぼつとあると速やかにいくというのはありますけれども、現時点ではやっぱり金利も10倍ぐらい、前で申しますと20倍以上開いておるわけですので、そういった点を含めて残しておりますけれども、おっしゃったとおり、財政運営上について前納報償金が地方税法で定められて果たしてきた役割は、私も認識しておるところでございます。

○高橋委員

税の不公平、不公平感、納税の不公平感ということをおっしゃったんですが、特別徴収自身が不公平な措置でしてね、あらかじめ手元へ入る前に取っちゃうと。これが発展してきたのが年金天引きという考え方なんだわ。納税というのは税を納

めるという行為ですから、徴税ではないのだよね。だから一たんは高橋憲二がサラリーを手にすると、収入を。そこから税を納めるんだという意欲的な行為、要するに政治に参画していく行為が納税という行為。ところが、特別徴収というのは徴税事務は非常に利便で、手元に入る前から取っていくわけでしょ。いささかの人間的な雰囲気もなしに、経済的ないささかの用意もなしに全部取っていく。これが今、税の本流だとさっきおっしゃった。わざわざ数字も挙げて本会議でもおっしゃった。これが税の本流。

しかし、これは日本古来の特有のやり方であって、徴税という行為と納税という行為は厳密に違うと。あえてこの不公平論を掲げられるから私言うけども、普通徴収が原則ですよ、こんなことは普通徴収が。その普通徴収の原則をよりスムーズにやらせるために、口座振替制度を市はやろうということで、口座振替宣言都市までやって、口座で振りかえてもらえば口座に金がある限り自動的に落ちていく。しかし、それ一たん口座へ入る。口座へ入って、確認するかどうかはともかくとして、自分の所有物になってそこから出てくわけでしょ。だけど特別徴収というのは、自分の手元に入らないうちに口座に入る前から取られていくわけだから、これは、今発展してきて問題になっている年金天引きですよ。何でおれの意志に関係なしに年金から取ってくんだと。サラリーなら相当金額があるからね、運用益というか、そこで泳げるけれども、年金はそう大したことないのに皆持ってっちゃうと。65歳以上の国民健康保険税も天引きと、きょうび。とにかく先に税の徴収ありと。この考え方が、私は基本的な納税の考え方とは乖離があると。納税という考え方とは乖離があると。

元来は普通徴収。後期高齢者医療制度の保険金も、元来は全部自分が出すと。これ当然のことだと思う。ところがさっき言ったように、くどくなるから繰り返しません、徴税されて当たり前だというシステムがどんどん入ってきたために、普通徴収が少数派になって、その少数派の納税意欲を構築するための納期前報償金という制度は、矛

盾があり不公平だということの議論だと思うんですね、私は。総務部長おっしゃってるのは。その限りはそうかもしれんけれども、納税の原則からいったら、私はそこに光を当てることは間違っているとは言えないと思うんです。

金持ちが一定程度納期前で払える人たちを優遇した措置じゃないかという議論もあるかもしれませんが、さっき言ったようにそれが39億円という形で市の財政に貢献できるということであれば、一定の措置をもって、特例をもってその人たちを処遇する、税の恩典を与えてあげるということは、あながち税の本質から見ると間違った行為ではないんじゃないかというふうには私は思ってるわけです。いやいや歳出削減じゃないんですよと、これは。徴税に伴う、納税に伴う不公平感の解消だというふうにおっしゃるから、私ちょっと考え方を申し上げたんですが、どう思われますか。普通徴収が原則じゃないですか、憲法的な措置から言えば、あえて言うと。

○総務部長

冒頭にもちょっとお話しさせていただきましたけども、基本的には、徴税という形ではなくして納税ということです。すなわち納税者みずからがこれだけの所得があったことを申告して、それに対して賦課をしていくというのが市県民税の本来のあり方だということは私も思っておりますが、これは一つ、制度の流れでですね、現在そういった第2次、第3次産業の方が多いということで、税の収納のあり方が形として変わったというふうには認識をしております。

それから、納税者につきましても先ほどお話ししましたが、それすべてが不公平感ではなくして、いろいろの観点も一つ加味してですね、それから、納税者みずからがやはりできるだけ納税しやすい環境ということも、十分市としての施策の中で行ってきておりますので、そういった全体的な中身で考えておりますが、基本的な認識は私も委員と違うところではございません。

○高橋委員

つまり何が言いたいかということ、年金から保険

料を天引きされて当たり前、税金は手元に入る前に取られて当たり前、そういうことができない普通徴収の人は、少数派で低所得者で市民としていかなもんかと。こういう議論に発展していく可能性があるし、現に厄介者扱いだと、国保の滞納者。あるいは後期高齢医療の普通徴収。本会議でも議論ありましたね、厄介者だと、困ったもんだと。収入が少ないから天引きができないと。要するに徴税コストがかかるんだと。こういう議論が今蔓延しとるわけだね、小泉改革以来、とりわけ。

だから、こういう人たちをどういうふうに措置するかという別枠だと。いよいよ保険証も取っちゃえと。そうしたら、赤ちゃんまで保険証がなくなって今大問題で、慌ててそんなことはいかんぞということで、資格証明発行しなさいということになってる。つまり本末転倒でやってきた考え方や思考が、そういう段階へ来てバッティングして、やむにやまれない問題とバッティングしてそこで共生しなければならない、調整しなければならないような事態になってる。私はそういう傾向と流れに対して大変危惧を持ち、これでいいのかという考え方を持った者の1人です。

したがって、本件の提案理由がそういう時流に軸足を置いたものだとすれば、それはそれで検証することが求められていると。もちろんこれは早目に出した人の行為についての報償ですから、しょせん報償の範囲だから、それは多少報償が減額されること自身が決定的な問題だというふうには思いませんが、よって立つ立脚点がそうだとすれば、知立市はまだこんな報償制度やっとなのかと、前近代的な。特別徴収が当たり前じゃないのかと。年金から引いてもらって当たり前じゃないのかと、こういう議論にくみするような形での条例改正だとすれば、ここは少し警鐘を鳴らしておかなきゃいかんのかなというふうに思ってるということは一つ財政当局にも御理解をいただきたいということでもあります。

普通徴収は、何も厄介者でもなければ大手を振って、税は申告制度ですよ、これ。確定申告をやるというのは大原則ですよ、これ。勝手に会社が

所得を把握して、あなたの金額はこうだとやるわけですよ。そうじゃない、税というのは申告制度ですよ。これが大原則。ここがお互いにね、間違えないようにしてほしいし、ぜひそういう認識に立って納税についての認識をお互いに深め、一致していきたいというふうに思います。

そこでもう一つ聞きたいのは、いろんな納税の機会、納税条件を緩和してきたと。いよいよ21年度からですか、マルチペイメント、コンビニ収納が始まるんだということですが、これはどの程度の収納を今予定されていますか、これぐらいは来るんじゃないかと。

○税務課長

なかなか実数で件数が出てきてはいないんですけど、ここに東京都の例がたまたま載ったものがございます、コンビニによる収納額が全体に占める割合が20.7%ということで、かなり多いということ、特に県で言う自動車税については30.9%というような形でかなり多いということ。

それから、私どもが今いろいろ徴税について、未納とかそういうところで照会する中で、コンビニやってないのかというような声も非常に市民の方から聞かれます。何せ夜勤とか、そういうだんだん減ってきてるような状況ですけど、そういう方も見えて時間内になかなか行けないと。コンビニがやっていけばそういうとこ行けるからということで、申しわけないけど来年から実施していく予定だということは言っておるんですけど、何せ先輩市もなかなか少ない中でたまたま東京都ではこういうような数字が出ております。

○高橋委員

ちょっと納期前納付の本題からはちょっと外れて、委員長、恐縮なだけども、納税形態としてはコンビニも含めて指導するようにすると。だから、より利便性を図って納税の公平性を担保してるんだということを強調されました。東京都で20.7%。自動車税は県税ですから重量税その他、知立は軽自動車しか入らないんで、これ対象にならないかもしれんけど。

ちょっと聞きたいのは、コンビニ収納をやるに

当たっての手数料ですね、手数料。あるいはコンビニ収納をするために使ったOA機器の配置ですね、これどのくらいかかったんでしょうか。ちょっと本題から外れて申しわけないけど。

○税務課長

コンビニ収納につきましては、1件約50円から60円ぐらいの金額が、こちらから手数料が必要となります。開発につきましては、ちょっと手元に資料がないもんですから、また後ほど。

○高橋委員

ちょっとまた調べて御報告いただけますか。これはちょっと本題から外れて恐縮やけど。

ウィング広げて収納しやすくするんだと、納税してもらいやすくするんだということで、コンビニで税金を振り込めると、あそこでね。そうすると1件50円から60円かかると。今、指定金あるいは指定代理等金融機関で公金の収納をしてもらってますが、これ幾ら払ってますか。

○税務課長

1件10円を下るような金額でやっていたいております。

○高橋委員

一般的な今日では1件10円が50円から60円になると、コストがね。これは、まあそれぐらいの利便性が今、必要かもしれんけども、納税コストがかかるということちょっと議論が要る。もちろん、広げていただいて収納率を上げるということは大前提ですので、それはそれで間違いではないと思いますけれども、そういう形で広げることについてのコスト、そして現行の指定金等の金融機関でのコスト、これらについては、これ一遍やってみなわからん面があるんですが、どんなお考え方をお持ちでしょうか。

そして、今回減らすという納期前報償金との関係はどんなふうを考えてみえるのか、ちょっとあわせてお伺いします。

○税務課長

今回の収納方法の拡大ということで、コンビニ・クレジット・マルチペイメント。これに関連して収納形態がいろいろ複雑になるもんですから、

収納に係る方の開発、収入の会計システムですね、そちらも多少さわっていくということで、全体では4,000万円ちょっと超えるぐらいのお金が、開発にはかかるんじゃないかと思っております。

○総務部長

市税等の収納拡大につきましては、平成20年度に予算措置しておりますが、3点ございまして、大きくは2点ですけど、一つは基幹システムの開発、これが2,687万9,000円、それからあと、金融機関との収納の方法が今度変わってまいりますので、その歳入システムの開発の委託が1,220万7,000円、それにあと、プリンタ等の借り上げ等が200万円ほどかかりまして、全体で4,152万8,000円という形になります。ただこれ初期投機ですので、あとはランニングコストがかかっていくという形になります。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号について挙手により採決します。

議案第73号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。

したがって、議案第73号、知立市税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、平成20年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永田委員

補正予算で1点だけお聞かせください。

一般質問でもちょっと財政調整基金の件が出てきたかもわかりませんが、今回補正の中で、ページは26、7になりますけども、今回の財政調整基金積立金407万3,000円、もう一つ減債基金積立金36万3,000円、この金額、振り分けた意図をお聞かせ願えますでしょうか。

○総務課長

ただいまの御質問の件でございます。

まず今回、こちらの方に計上させていただいたものにつきましては、いずれも利子増のためということでの金額になっております。それぞれ積み立てております財政調整基金の積立金の方で407万3,000円、減債基金積立金の方で36万3,000円と計上させていただいておりますが、年度当初の金利が年間で0.25%で見込んでおったものが、いろいろと数がございます。減債基金につきましても財政調整基金につきましても、各金融機関等への預け入れをしております、その金利が0.25で見込んでおったものが0.5とか0.44とか、低いもので0.32というのもございますが、そういった金利の方に、最終的にはそういった金利で預け入れをしておったという形での差異でございます。そういう形でもよしかったでしょうか。

○永田委員

すいません、余りよくわからなかったんですけど、つまり金利の動向によってこの積立金額がこのような形になったということで理解すればよろしいですかね。

○総務課長

この金額がそのまま財産収入という形になりまして、歳入の方にも同じような形で計上させていただいております。

以上です。

○総務部長

今ちょうど予算書の23ページに利子の収入が載っておりますけども、大きく申しますと、財政調整基金は基本的に19年度決算末で18億円ございます。減債基金は1億9,000万円という形ですので、ざっと言って10倍ぐらいの金利の格差は出てきますので、この400万円と36万3,000円というのは大

体妥当な線ですが、あと一応基金の運用管理につきましては会計管理者に属する職権でございますので、そちらの方でより有利な形で振り分けして預金をしてみえますので、その関係で3年ものがあったり、あるいは1年ものがあったり、国債があったりという形ですので、こういう形になっております。

以上です。

○永田委員

わかりました。もう一度、再度確認なんですけど、この財産収入の当初の補正の合計が1,345万4,000円という形で、その数字に合わせて財政管理費で443万6,000円という形でいいということでもよろしいですね。その辺だけ確認だけ、すいません、お願いします。

○総務課長

おっしゃるとおりでございます。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

○高橋委員

補正予算について若干お尋ねしたいと思います。

17ページに市民税の歳入がございます。お伺いしたいのは、家屋に対する固定資産税並びに都市計画税であります、税額というのは、家屋の場合、土地でもそうですが、1月1日の現況に課税されると。1月1日の評価額、評価は3年に一遍ずつやるんですが、1月1日状態で課税客体は全部照会できるので、年度当初には当然、今年度の固定資産税の額は幾らと、都市計画税は幾らというのは出てくるというふうに理解していますが、その理解でいいですね。

○税務課長

委員のおっしゃるとおりです。

○高橋委員

そうすると、12月のこの段階で補正されるということは、いわば歳入の財政調整をされているという理解でいいですか。

○税務課長

土地家屋につきましても1月1日の状況ということでございますけど、実際に、その課税客体を

つかまえて評価するというのは1月1日でやりますけど、予算をつくる時点では、要するに家屋が、今ごろ次年度の予算をつくっていくわけですが、どの家が1月1日に完成するとか、この期間で土地がどういうふうに動いたというのを調査しております。今まさに調査している中で、1月1日の状況でその方が、家屋ですね、住まわれるかどうかということで課税客体になっているかどうか分かれ目があるものですから、そこで、言っちゃ何ですけど、多少少な目に課税客体を見ているということはおかしいです。

○高橋委員

12月31日に家が壊しちゃったと、1月2日になったら田んぼが造成されておったということは日常茶飯事に繰り返されていくわけですよ。1月1日現在の状況に課税するわけですから、固定資産税というのは。12月30日まで大きな立派な屋敷が建っておってもね、1月1日にはなかったとなれば、今はわかりませんが当然あそこから100万円固定資産税が入る予定だったと、家屋のね。ところが12月30日に壊されたら、1月1日の航空写真を撮ったら家があらへんということになれば、そっからは納税がその年度でね、翌年度の納税できませんので当然減額になる。そのことは予算をつくる段階でよくわからんという趣旨のことを言っておられますよね。それはよく理解できます。

それで私が言ったのは、そういう側面あるけども、だから当初予算ではすべての土地家屋について捕捉する、課税客体を全部掌握することは、したがって難しいということはわかるけども、これだけの金額が12月で補正されるということは、財政調整の意味もあるんですかと聞いてるわけだけでも、この金額は、いやいやそうじゃないと。捕捉できなかった過不足がのったんだということでもいいかどうかということですよ。過不足分だと、これは。要するに予算編成の段階で、客体として捕捉できなかったものをここで捕捉したものを出したんだと、こういうことかどうかということを確認しておるわけです。

○税務課長

当然、予測できなかった部分も入っております。それから歳入予算ですもんで、余り過大な見積もりをして、あとお金が入ってこないようなことになれば財政運用上も非常に大変なことになるものですから、やはり考える100%のもので歳入予算をつくるのは、かなり難しいというふうを考えております。だもんですから、調整という意味は全く考えてはおりません。特に償却資産は動きが大きいものですから、今回も大きな金額を補正させていただいてるわけですが、弱腰というんですか、そこまでよう出し切らないというのが、これも申告でございますもんで、それを出していただいてやっとなるという数字なものですから、やはりちょっと引かざるを得ない、課税側としては引かざるを得ないということで考えております。財政調整ではございません。

○高橋委員

私は償却資産とかそういう難しい話をしとるんじゃない。土地と家屋について話しとるんだわ。

1月1日現在の、まあ見えるわけだから、土地と家屋は、私たち目視できるわけだから。1月1日の土地と家屋に、要するに20年の1月1日の土地と家屋に20年度の固定資産税がかかるわけですよ。12月30日に家が壊れとったら、20年度の固定資産税かかりませんがね、そういう約束事で、基準日は1月1日という約束。だから1月1日にあなたたちは航空写真を撮って、土地がどうなってるのか、形変されてないのか、家屋はあるのかどうか確認されるわけですよ。それはいいですよ、全然問題ない。今回そうやって課税客体、もらうべき固定資産税の対象をきちっと掌握され決められるわけだから、12月にこの税額の補正が出てくるというのはいかがなもんかということをお願いです。

いやそれは財政調整ではないんだと。そういうことをあんまり強調されるのでちょっと聞くんだけど、固定資産税の家屋は3,000万円ですがね、補正予算は。都市計画税は家屋は1,500万円ですがね。これ税率が違います。これは同じ土地に対して、Aという土地に対して固定資産税が100分

の1.4かかりますよね、課税標準額の。それから都市計画税は1000分の3、100分の0.3かかりますよ。3,000万円と1,500万円はその比率になってないでしょう、これ。なってるんですか。

つまり財政調整があるんですよ、これ。あってもいいんだわ。つまり忘れとった土地が、忘れとったというか捕捉できなかった土地がここで出てきたというなら、その比率で都市計画税の税率と固定資産税の税率の比率で案分されなきゃならんでしょ。これ案分されてない。つまり同じ土地、課税客体として捕捉できなかった土地を今出しとるというわけじゃないということだがね、これは。そうやってないんじゃないですか、どうですか。

○税務課長

都市計画税ということになりますと、線引きで市街化区域にある家屋にかかるということで、そこら辺でかからない土地、かかる土地ということで、単純平均で比率が同じように出るといふふうではちょっと難しいかなと。こういう乖離は当然あるというふうには感じております。

○高橋委員

いやいやそんなこと言っちゃいかんよ。それはそういうことなんだ、理屈は。しかし市街化の区域以外の家屋ってどんだけあるの。山田谷とか西中町とか、ありますけど、こんなところはしょっちゅう家ができたり壊したりはされてないじゃないですか。

つまり固定資産税で3,000万円、都市計画税で1,500万円ですか、1対2の関係になっとるわけでしょ。もちろんここには都市計画税のかからない家屋がある、市内にはね、少数だけでも。それはわかりますよ。それを加味すれば2対1になっとっても全然問題ないというふうにおっしゃるけども、そんなふうじゃないでしょ、これ。つまり固定資産税の家屋の課税客体はこんだけだと、都市計画税の家屋はこんだけだ、土地はこんだけだということは、もう既に計算が出とるわけだから。令書も行とるわけだから。それで歳出歳入のバランスで、こんなに歳入を入れたら歳出困るといふことですよ。そしたら歳入ちょっと抑えないか

ん。要るんならいっぱい出さないかんということとで財政調整されているんで、この3,000万円と1,500万円は、土地でいうとA、B、C、D、F、I、Jということで、この向こうにある土地は捕捉されてるわけじゃないでしょ。そういうことで補正されてるわけじゃないでしょということと言っとるわけ。

要するに、総体でつかんで、Aの固定資産税を今上げるのか、Bは年度の途中で上げるのかなんていう作業されてないわけだから。総体でこんだけ敗入ると、総体でこれだけ出てくと。だったらどっかで財政調整しなきゃならん。その財政調整が今の12月補正で今論議すると、そういう調整が、調整弁の一つに固定資産税というのが働いているんじゃないかということを知るとるわけ。その側面なしとは言えんでしょ。別にあってもいいんですよ、そんなことは。あんたがないうて言うから、ほんとにないのって余分な嫌らしい話しとるだけのことで。どうですか。

○総務部長

筋論でお話させていただきますと、固定資産税と都市計画税、確かに2対1ということで申しますと、3,000万円が固定で出ていけば都市計画税で1,500万円という形になります。

しかし、おっしゃるとおりでありまして、税はやっぱり120億円という市のかなめの歳入でありますので、そこら辺が個人市民税も、あるいは法人税も含めてもし今調定をしている、法人税については調定して入ってくるわけですので、そういったものを含めていって、税がもし、歳入が予算よりも欠落してしまうということはやはり大変なことになりますので、そこら辺を含めて委員のおっしゃるとおりで、固定が出ていくなれば都市計画税も連動して当たり前じゃないのということは、私も理解し、これが調整弁をさせていただいておるといふことも、そのとおりでございます。

したがって、全体は9月末でも家屋が17億8,900万円の調定しておりますけど、それに対して収納率掛けて、およそ3,000万円上げておりますが、もう少し収納率が上がれば入ってくるとい

うふうに思います。都市計画税もそれでいくと約1,600万円になるわけですが、入ってくると思いますが、そこら辺のランクはおっしゃるとおりで調整という形で出していただきましたので、御理解賜りたいと思います。

#### ○高橋委員

そこでちょっと私、お尋ねしたいんですが、来年度、固定資産税評価がえということですね。土地の場合ですと地価の上昇の度合いというのは公示価格、幾つかの価格の売買実例もあるし、総務省のやる公示価格もある、もう一つ愛知県のやるやつも、幾つかあって、大体この土地の動向というのがよくわかるんですね。

問題は家屋ですよ。山口税務課長に聞きたいんですけども、家屋の評価というのはどうやってやるんですか。これ来年ちょっと評価がえなんでね、あえて聞いておきたいんです、家屋の評価。

#### ○税務課長

家屋の評価につきましては国の評価基準というのがございまして、使ってる部材、屋根の部材、それから建築構造、そこら辺、部材を細かく拾った中で評価をさせていただいております。

特に評価がえの年ですと既存の建物がございまして。この既存の建物につきましては、現在その建物を建てると幾らかかるかということで計算し直して、再建築価格という言い方をしておりますけど、再建築価格を出しまして、その金額から要するに経年減点ということで、長いこと家が建つと、まあ減価償却みたいなもんですけど、経年減点ということで減価します、古い家についてはそれで新しい評価をつけるということで、評価がえの場合は、ほぼ先ほど言いました再建費が、今の建築価格が1としますと、再建費が高くなった、建築価格が高くなって建ったときより1.1になってしまったら、元の1のままで固定というような形で、低くなったらそれで落とした中で耐用年数でまた落とすというような形になりますもんですから、家屋につきましては、評価がえの年につきましては、まず税収が落ちてしまうという形でございます。

#### ○高橋委員

難しいことをおっしゃったけども、どういうことをおっしゃったかという、土地と家屋がありますよ。今問題にしてるのは家屋。家屋については値段がなかなか決まらんわけですよ。土地は売買実例もあるし公示価格も発表される。ところが、AならAという家、高橋憲二の家、私の家は昭和55年ですよ、改築、建築。これ固定資産税かかるとるわけ。私の家を幾らに見るかというのは難しいテーマなんだわ、これ。家だけ買うというケースはないです。多分私売ればね、いやいや家を壊してもらったらいと高橋さん、家がついとるとあんたの土地安くなっちゃうで、家なんか評価になりませんよと、こういうことじゃないかと思うんだよ、私の家の場合は。だけど、何で固定資産税がかかるのかという疑問があるんだよね。

家だけを売るとい、まあ土地とセットで売らなれども、土地だけなら例えば1,000万円、家がついとったら900万円ですと、家の除却費が100万円かかるのでというケースがあるんですよ。私の家がそういうふうに認定されるかどうか知りませんが。

つまり土地の評価というのはわかる、ある意味で。だけど家屋の評価をどうやるのかというのはね、これは納税者の共通の疑問なんです。今、山口さん何とおっしゃったかという、固定資産の再建築価格を採用するんだと。再建築価格というのはどういう価格かという、今、高橋憲二の家をつくと幾らかかるかということを計算するわけですよ、再建築価格というのは。

つまりテレビで出るような有名な古い総ヒノキの旅館があったとする、例えば、築後50年たってね、歴史と伝統をはぐくみながら営々とやっとなるけども、そのじゃあ固定資産税、家屋どうやってはかるかと。再建築価格でやるんですよ。つまり50年前に総ヒノキの家をついたら幾らかかるのかと建築費が。それを一遍出して、そこから50年耐用年数、減価償却を総務省の数値がありますから、それを当てはめてやるというわけですよ。

ところで私もう一遍聞きたいのはね、じゃあこ

の家屋の課税標準というのは何によって決めよと書いてあるのか。そこは再建築価格でよしというふうにしてるんですか、地方税法は。

○川合委員長

ここで10分休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○税務課長

今、御質問がございました基準ということでは、地方税法の388条にございまして、総務大臣は固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続以下、固定資産評価基準というを定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準にはその詳細に関する事項について都道府県知事が定めなければならない旨を定めることができると。ここで固定資産評価基準によって評価を実施しろということであつたということだと思います。

○高橋委員

ちょっと違いますよね。地方税法は349条、これは私、共通の349条第1項、何と書いてあるかと言いますと、固定資産税の課税標準、つまり固定資産税の根拠になる課税標準は、当該土地または建物の基準年度に係る賦課期日における価格と書いてある。

難しく書いてあるけれども、要するに評価がえの1月1日、これが基準年度の価格として出ますからね。これが固定資産税の課税標準なんだと書いてある。いいですか、基準年度の価格。つまり来年の1月1日の価格、これが課税標準になるんだと。土地はさっきのように比較的わかりやすい。建物と。じゃあ価格とは何かということが問題になりますかね、あなた方は再建築価格でいいと。価格とは何かということはこれもちっと書いてありますよ、地方税法の341条5号、固定資産税に関する用語の意義。5号、価格、基準年度の価

額。だからこの価格とは何か、適正な時価をいうと書いてあるんだよね、地方税法上は。適正な時価をいうと、基準年度の価格というのは。これは地方税法の決め。そして当市の知立市税条例は、第57条の2で基準年度の価格をいうと書いてある。つまり評価がえが3年に一遍ずつある1月1日の価格、これが課税標準、これが課税のベースになるんだということなんだよね。それは価格というのは何かというと適正な時価だと。さっき言ったように土地はわかりますよ、ある程度。売買実例も脇にあるし、さっき言った公示価額も出ると。建物なんだわ。さっき納付前納付の報償金のところで議論しました。昭和26年に地方税法はできたんだと。できた当時は問題なかったんだと、この交付金の考え方は、報償金は。その後、どんどん特別徴収が入ってきて税の徴税体系が変わった今日、引き続き公金を払うことはどうなんだという不合理が生まれてきた。つまり建物の場合は再建築価格でやったんだね。戦後直後、地方税法ができたはなはよかった、それで。だって日本全体、焼け野原になりましたし、そこで新しい家屋が建つ、固定資産税という概念が入る、そういう中で新築がどんどんふえる、そういう中でじゃあどう評価するかということで再建築価格というのが当時は有効だったと。先ほどの議案との関係で申し上げればそうだったと思うんです。

だから近藤部長はね、いやいつまでも納期前納付を今のままにしておいていいのかと。時代の変遷と不公平が生まれてきとんじやないかと。固定資産税の家屋だけは今日も再建築価格なんだね。今日も再建築価格。それは総務省が全部指示してくる。つまり来年1月1日のこの家屋が、今つくと幾らかかるのかということをもまずやるんだわ。それから築後何年、私のは55年だから、築後ね、だからそこから総務省に係数がありますから、これ掛けるんだわ。要するに減価償却を掛ける、これで評価額を出すわけですよ。そうなると0になることはないということですか、建物というのは。0になることはない、建物の価値が、ということですね。ちょっと教えてください、そこは。

○税務課長

建物が存続して利用されているということであれば0という評価はございません。最終5%ほどの評価になってしまうというふうには思います。

○高橋委員

再建築価格というのはそういう弱点があるんだね、0にならない。だけどさっき言ったように、土地だけ高橋さん売ってくれるなら1,000万円で買うけども、家屋がついとったら900万円だよというわけだ。そんな土地はあなただから住めるけども、あなただから後生大事に家が建つとるけども、そんなものは適正な時価で言やあマイナスだと、評価は。こういうことでしょ、まち中の評価というのは。だからさっきあえて聞かせてもらったのは、その再評価額というのはどこの根拠なんだという、基準日の基準年度の価格だと。それは適正な時価だと言ったらね、まあ犬小屋の隣みたいなあばら家が建つとったって5%程度の固定資産税かけるわけでしょ、家屋に。そういうやり方が時代的感覚から言うと、徴税する側はよろしいですよ、入るんだから。近藤部長、さっきのあなたの理屈から言やあ、再建築価格を見直さないかんことになるんじゃないですか。バラックでも建つとれば。

もう一遍聞きますが、税務課長、住んでいなくても建つとれば課税されるんでしょ。住んでいるということが前提になるんですか。

○税務課長

建っているという状態であれば課税させていただきます。本来、住居として利用されてる場合、ある程度、営繕とか改修関係やられてるものですから、長年たった建物でもそういうことで住めるような状態になっておるといふふうには思っております。

○高橋委員

いや、だからおっしゃるとおりだわね。そこに居住してるかどうかというのは調べないんだわ。それは固定資産税の評価の基準ではないから。建つとるかどうかわ、そこに建物があるかどうか。だから航空写真で十分なんだわ。だからもう、こ

んなとこにあなた住んどるのというようなお宅であっても、その人にとっては大事な城であるし、その人にとっては長年住みなれた我が人生の宝ですよ。しかし、それは言ってみれば建物としての償却期限は十分済んで、骨とう品の価値も認められないようなところであっても、そこに建物があり、そこに人がいなくても建物がある限り評価をする、税金を取ると。

つまり、よく議論されるが、土地を見たら税と思え、建物を見たら税と思えと、まあいわば職業病的反射神経というかな、悪く言うと。土地を見たら税と思えと。だから農地で遊ばしておくなんていうのはもってのほかだと。早くいんなものを建てるなり整備して、雑種地が一番いいですよということではないけども、そういう何と言いますかね、矛盾が生まれてきてると私思うんですよ、建物について。

例えば今、駅周辺で区画整理やってますね。相当、老朽化した建物があります。きのうも朝方、火災がありましたね、市内で。市内の中心部には相当古い歴史的な建物があります。それは歴史的希少価値のあるものもあれば、ただ単に古くなったというところもある。しかし、そこからも等しく建物の税を取るという考え方は、来年評価がえなんだけども私は異論を挟みたい。総務省の再建築価格は0にならないような仕組みになってる、それでいいのかということです。私たちの固定資産税は、地方税法によって根拠法はあるけれども、地方税法に根拠法はあるけれども、知立の税の執行は市税条例でやるとるんですよ、これで。市税条例で納税、徴税をしているわけでしょ、この市税条例。この市税条例に再建築価格ということは書いてあるんですか。

○税務課長

確信はございませんですけど、書いてないと思います。地方税法には書いてございます。

それから、委員が言われた古い家の課税につきましても、人が住んでいないという家で建物課税してるということがございますけど、土地の方の課税ですね、人が住んでおると、こちらが住める

と、また来年から住むかもわからないというような認識をして、要するに土地の評価の方、まあ住宅の軽減ですね、6分の1というような軽減もきいていくもんですから、逆に言うとそちらの方が安くなってしまうもんですから、市民感情もありまして、家が建っておってまたすぐ住まれるという解釈で一応考えておるといふ一分ございます。

○高橋委員

再評価、再建築価格でやるということは書いてないです。書いてません。これが私たちの課税の根拠ですよ。この根拠は何かとって問われたときに、いやいや地方税法なんですということが言えるわけですがね、課税しとる根拠はあくまでこちらの方ですよ、市税条例。ここには書いてない。

だから、建物の固定資産税の再建築価格がいまだに亡霊のように生きているということについて、私は少し再検証が必要ではないかというのが基本的な私のきょうの訴えですね、提起したいテーマです。

税務課長は、ばか言っちゃいかんと。建物が建つとれば土地の減免があるじゃないかと、減免というか6分の1になるじゃないかと、宅地が小さければね。建物があるからそれが土地の方で優遇されとるじゃないかと、こうおっしゃる。それは迂回路であって、もう老朽化した建物は課税をしないと。しかし建物が建ってることは事実なんだから、そこは6分の1の還元措置をするということじゃないですか。住んどればなおさらのことだがね、あんた。

よく議論があるのは、町工場をどう評価するかと。つまり新しくそこを工場として求める人はだれもいない。時価、建物の売買実例時価から言ったら評価できない。しかし、そこに工場がある、工場で仕事をしとる人から言えば大事な大事な工場であるし、利用価値があるんだと、利用価値が。その人にとっては、利用価値があるということは認められるけれども、その利用価値があるということと建物の資産としての評価があるということとは別なんだわね、これは。当然ですよ。固定資産税というのは利用価値に着目してないんだか

ら。利用の価値の度合いに着目してない。その土地から、その家屋から幾らの収益があるかということに着目した税ではないんですよ。そこに価値が存在するということに着目した税だからね。

だから、そこから収益が上がるのが上がるまいが固定資産税はかかるわけ。年金暮らしであろうが1,000万円の所得のあるサラリーマンが住んでおろうが、そんなこと関係なしに建物の構造によってかかるわけですよ。だから使用価値のある町工場を固定資産税の建物がどう評価するか。これは大いに議論の分かれるところだと思うんです。現在は再建築価格、あなたのおっしゃるように。だがこれは0にはならない。どんなにぼろ家であっても、立派な工場でそこから有能な機械がつくられていても、ぼろ家であっても固定資産税がかかる。

この矛盾は知立市だけで何ともならない面があるけれども、課税自主権というものもありますしね、ここには再評価価格なんて書いてないわけだから。そこは少し知恵を絞る余地があるんじゃないかな。私は、地方分権がいろいろ言われるけども、まさにこういう点で職員の皆さんが知恵と能力と経験を生かしてね、知立市に合うような建物の、要するに償却をし切ってしまった建物についてどう評価するのかということについて知恵を絞る分野があるんじゃないかと、こんなふうに思ってますが、総務部長、どんな御所見でしょうか。

○総務部長

難しい議論ですので、私として今の制度を、何というか考え方の余地があるかという部分は、今認識を新たにさせていただきましたけども、おっしゃってみえるように、例えば所得とか事業所得とかそういったものはやっぱり応益という形で税を課しておりますし、固定資産税はその存在という形での応能という形で賦課しているというのが地方税法の骨幹理念であるということもございませう。今申しました後者の部分で今課税が行われているということが、またそれがおっしゃっている意味は非常によくわかりますけど、固定資産についても、55年たったときの価格と、同じ建物であ

っても今の時点で建ったときということで、じゃあ評価がどう変わるということで再評価しているということが現状であって、償却し切ってしまったものに対して、先ほど課長が答弁しましたが、5%、6%という税がかかっている部分について、果たしてそれが高橋委員のおっしゃったようにそのものの価値と、そのものに対する所有者の気持ちというものが入っておりますので、現時点それを5%と見ているんだらうというふうには思っておりますが、非常に難しい問題だと思っております。

#### ○高橋委員

一口で言えば、耐用年数を過ぎた、償却を過ぎた建物は課税しないというぐらいの考え方でないと、資産価値に着目した税ですからね。土地は使い方ですから、角地であれば高く、奥まっておれば安くなる、これはもう当たり前の話。建物については、もう償却は十分されて、しかしなおかつそこで利用価値を認めて住んでみえる方々についての評価の仕方というのは、別途つくられるべきだと。そうしないと私は建物の固定資産税の不公平が生ずると、地域的にね。

新しくできた建物をそうやってどんどんやれというふうには言わないですよ、新しく建ったものは当然きちっと税をかける、当たり前の話だと思うんですよ。新築からしばらくたつと減免措置がありますが、やってもらう。しかし、耐用年数を過ぎて営々としてそこで、人々の暮らしのために利用されている、上手に使ってみえる方々まで同じようなレベルで、再評価価格で課税するというやり方については、もう時代のこの歴史の流れの中で合わない。そういうもんだということでぜひこれはもう来年の固定資産税の評価がえのときに対応するわけにはいかんかもしれないですが、そういう視点から問題点を掘り下げてもらいたいということをお改めて申し上げておきたいと思う。

そこでもう一つ聞かなくはいかんの、来年度評価がえですよ。そうすると、建物の場合に来年度の評価、どうやってやるんですか。来年度の評価。来年度の評価額、先ほど地方税法を読みましたね、基準年度の価格が評価額になるでしょ。つ

まり1月1日の基準年度の価格を出さないかんと。これどうやって出すんですか、建物の場合。

#### ○税務課長

建物によって耐用年数も違うものですから、建物によっての再建築価格を出しまして、建物、それぞれ違いますから建築価格、S造とか鉄筋コンクリートですね、それから鉄骨、木造、それぞれ違います。また使っている部材によりまして、一緒の木造でも要するに耐用年数変わってまいります。そこら辺で計算し直して、先ほども言いましたように再建築価格として計算し直して、もし先ほども言いましたけど、もともとのものより上回ってたらそれは変更しないと。まず下がっていたら減額して、あと経年減点の年数で落とすという形でございます。

#### ○高橋委員

評価額は再建築価格、全部ありますよね、既存の建てつけ時のものは。一番から何番まであるか知りませんがありますよ全部。年度が全部違いますから。だから今度評価するわけですよ。そのときには、再建築価格に経年減点補正率というのを掛けるでしょ。経年減点補正率掛けて評価を出すわけですよ、高橋憲二なら高橋憲二の家の評価。これは通年これでやってます、通年ね。

ところが、評価がえのときは、21年1月1日に評価がえなんだから、評価がえから3年間はその評価がえの評価額にこの点数を掛けていけばいいわけでしょ。問題は3年に一遍の評価がえをどうやってやるかということですよ。そうすると前年度の、前基準年度、要するに3年前のその再評価額というのがあるわけでしょ。前基準年度の再建築価格に建築物価の変動割合を掛けにやいかんでしょ、当然。そして新しい再評価の価格を決めるという作業をやるんじゃないですか。つまり最近の建築資材の高騰が評価額にはね返る仕組みになつるといふふうには理解してるんだけど、それでいいですか。

#### ○税務課長

委員がおっしゃいますように、再建築価格ということになりますと、同じ建物をこし建てたと

というような形での計算になります。ですから材料費等、かなり高騰してるというような形からすれば、前建てられたより高い値段になるということになります。

○高橋委員

そうすると、前から今問題になつとる建築資材が上がってると。建物は間違いなく長く使われてるわけだから、その耐用年数は下がってるけれども、前回の3年前の再評価価格というのはありますよ、100なら100。で、一般的には3年後の評価というのは下がると、どんだけ下がるか知りませんが下がるというんだけど、そこにこの間の建築資材の高騰があればその比率を掛けるわけだから、来年1月1日の評価額は建物については基本的に上がるんじゃないかというふうに私は理解するんです。上がった場合は頭打ちがあって、3年前の評価額を超えた場合には3年前の評価額をもって頭打ちというふうになつとるわけでしょう。ということになつとるわけなんだけど、この建物価格の変動割合を掛けるということで、来年度の評価がえは建物については軒並みに上がると、一般的な計算は、という理解でいいですか。

○税務課長

再建費を出ささせていただく場合ですね、まず上がるということは間違いのないと思います。でも上がったとしても、前回の再建費使って前回の評価額、それから要するに経年減点は上回っていくはずですから、当然前回よりは下がるということになります。

○高橋委員

建築資材の高騰の割合を前回の評価額に掛ける。けども、それから3年たつてるので、ふえるものと減るものが式の中にありますよね。その結果、評価額は下がると、来年1月1日という理解をせよということですか。

もちろん、上がったも昨年を超えてはならないと、前年度評価がえをね。だって建物が再建築価格やったら上がったってなんていることは、あってはならん話だわね、そんなことはね。だから下げないかんてことだけ、大体今の見通しでこ

の建築費の高騰を含めて、どんな評価額に落ちつくということになるんでしょうか。

○税務課長

およそでございますけど、建物については5%ほどは下がるというふうには思っております。

○高橋委員

そういうことでいろいろ複雑な計算式をやられるけども、どうもさっきから言ってるように、価格とは適正な時価だという大原則を明らかにした場合に、建築資材が上がったから建物が古くても価値が上がっちゃうと、評価が上がっちゃうというような計算が持ち込まれてやってることは、ほとんどの市民は知らないわけですね。だから令書が来れば払いますがね。払わなきゃ滞納と、こういう実に実務的な対応になるのでやるけども、私はきょうちょっと議論しましたように、これで十分意を尽くしたわけではないけれども、建物の評価については相当時代錯誤的な、もちろん税務当局も一生懸命にやってみること大前提だけでも、不公平を残すような中身になってきているということは、避けられない事態ではないかというぐあいに思います。

それで、当市はそういう中で建物の評価をするわけですが、ちなみに今回補正もプラスで出とるんですが、新しく家ができて、新築家屋がふえるということは、これはそこに新しく価値が存在してくるわけですが、新しく。固定資産税がそこで課税できて、だから固定資産税額上がるということになるんだけど、そのあたりは毎年どんな傾向になっておるんでしょうか。20年度、21年度あるいは19年度、どんなあんばいで新築家屋がふえてきておるのか、それが税の増収にどう影響を与えているのか、合わせてお答えください。

○税務課長

ちょっとすぐに数字が、的確な数字が出ないといけないわけですけど、知立市につきましては19年ですね、建築基準法の手続の関係というような形で、若干件数が減っております。その減った分が20年度建ってきているということ、また大型の物件も、会社の方の寮とかそういうものも多少

ありますし、またここから見えるようなホテル等の建設もございましたもんですから、確実に毎年、上がってきておるといふことで考えております。

○高橋委員

きょうは決算の審議じゃないんでね、あれですが、確実に上がると。もうちょっと数字的根拠を明らかにしていただくとより説得力があるんじゃないかというぐあいに思うんですがね。

来年度はこの金融危機で、政府も住宅ローン減税を相当大がかりにやらないと建物自身のプレーキが厳しいと。不動産業界からは内定取り消しと、大手不動産業界、内定取り消しと、こういうふうになってるわけだから、建築業界が厳しいと、住宅会社が、というのはいまさらわかってます。

そういう点で、来年度の予算編成は今やってみえるし、1月1日以降の話は再来年度の話になっちゃうわけだけでも、来年度以降の住宅の見通し等については、なかなか要件的には難しいかもしれませんが、どんなような従来の、今答弁いただきましたように、アバウトだけでもふえとるよということだけでも、その辺の見通し、どんなふうにお持ちになってるのかもちょっと。今でなくてもいいから、ちょっと新築住宅の動向について資料をつくっていただいて、お出しいただくとありがたいなというふうに思うんですが、合わせてお答えくださいますか。

○総務部長

新築家屋につきましては、19年度で373件、18年度で377件、19年度で310件ということですが、今後の見通しにつきましては、こういった状況下になってまいりまして、19年とか前の年は、固有名詞挙げられませんがホテルができたりですね、そういった物件がありましたので、非木造もふえておりますが、今後はやはり需要が落ち込んでいくのではないかとこのように見ております。

○高橋委員

わかりました。固定資産税については、わかったというかね、きょうの質疑はその程度にしたいと思えます。

たばこ税について3,000万円の減額ということですが、この減額理由についてはどんなふうに見てみえますでしょうか。

○税務課長

たばこにつきましては、たばこ組合の方が税を徴収したものをこちらの方に毎月入れていただくわけですけど、言い方悪いですけど入ったら調定というふうな形になります。お金が申告と同時に入ってくるということで、そのときで調定をしていくというふうな流れでやっております。

流れといたしましては、基本的には前年と同じような決算に近い金額を予算として上げさせていただいておるわけですけど、実態として今現在、9月末ぐらいの状況で前年と同じぐらいの金額が入ってくると予想した場合、減額が3,000万円、減額をせざるを得ないということで考えております。

○高橋委員

つまり、たばこ税は当初予算で前年度を上回る予算計上をしたと。しかし、ここへ来て前年並みだということで3,000万円の減額を補正をすると、こういう意味ですか。

○税務課長

いつも少しずつは少なくしておるんですけど、実態として9月、10月の状況を実際に見ますと少なくなってきたと。入ったものが確実に減ってきておると。調定が減っておるもんですから、前年度、あとの残りの月ですね、同じような金額入ったものと考えても3,000万円ほどの減額をしなくては歳入欠損になるというふうに見ております。

○高橋委員

政府税調がたばこ税を一発やっただね、社会保障費の2,200万円削減の、これはちょっと補正でこの財源にした分やっただけでも、だめと。3円も上げちゃったらむしろ消費が減ってもう税が追いつかんということじゃないかとか、あるいは栽培農家、自民党の支持基盤じゃないかと、いつまでそこを揺さぶるんだってなこともあったらしいんだけど、たばこ税が引き上げ見送りになっ

たということなんですよ。

それで、たばこは昔の専売公社制度なんで、特定なたばこ販売組合がきちっと捕捉して税を納めるという仕組み、そこに今、依拠して大体予算を立ててみえるという、そういう趣旨の答弁だったと思うんですね。一つ私聞きたいのは、私もたばこはもうやめたんですが、今たばこを自販機で買おうと思うと簡単に買えないと。税務課長は愛煙家なんでわかるんだけど、タスポというんですかあれ、何か免許証みたいなやつをかざさないと買えないと。こういうシステムの変更がたばこ消費の減額3,000万円みたいな形でたばこ消費のブレーキになってるというような見通しというのはお持ちになってるのかどうか。これは未成年に売らせないという前提で、これはこれで一つの政策的な価値はそういうところにあるわけだけでも、とにかく煩雑になって買いにくくなったというようなことも、たばこ消費を控えさせている要因になっているような議論もあるわけですが、そのあたりはどんな見通しでしょうか。所見でしょうか。

○税務課長

残念ながら、県の全体の数字で見ますと、たばこ伸びております。県の全体の数字だけで言えば、市町村のたばこの税金は伸びております。残念ながらここ数年ですね、知立は減少の一途をたどっております。ことしもまだ減少していくということで、毎年少しずつ減少しておると。

特に今言われましたようなタスポですね、使うようになった形で、自販機ですね、これを持ってみえない方は使えないと。それで新聞紙上でも何か騒いでみえますけど、コンビニのお店の方がかなり売り上げを伸ばしてみえるというような形で、そこら辺も、知立のたばこが減ってるのは多少影響があるんじゃないかなというふうには感じておるわけですが、残念ながら隣接も余りたばこの方は、前年同じぐらいで推移していると。なぜか知立は毎年減っておると。健康関係でそういう健康志向の強い方が多いのかもわかりませんが、残念ながら知立は毎年減ってきております。

○高橋委員

愛煙家が減ってるのは残念なことなのかいいことなのか。徴税側から言うと税が減るということは悲しいことかもしれませんが。全体に健康管理と医療費の問題もありますので、そこはもう少し総合的に考えていただければいいと思いますが、税務課長の答弁としては、きょうはそういうことで理解をしておきたいと思います。

あと少しばかり聞きたいことがありますので、よろしいですか委員長、続けてやって。

教育委員会秘書課の、51ページ、時間外手当100万1,000円、説明していただけますか。

○秘書課長

時間外手当の件でありますけども、教育委員会全体ということでよろしいでしょうか。

時間外手当につきましては、今回全職員に係る部分を補正等させていただいておりますけど、教育委員会所管だけをちょっと抽出して出していくということですけども、ちょっと。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

教育委員会の総務費ということで、学校教育におきましては、臨時職員から正規職員1名増加ということと、指導主事の時間外の増加によるもの、これは就学事務の増加ということで123万円ほど増加しております。それと生涯学習はいいですね。

以上でございます。

○高橋委員

私が聞きたかったのは、従来から少し問題になってた県派遣指導主事の残業がその後どういうふうには認定され、どう改善されたかということを知りたいんですね。今回の補正100万1,000円、今答弁がありましたように、県派遣指導主事の残業というくだりあったんですが、これどんなふうになんて運用されて、どの程度の残業実績になっているの

か、適正に対応されてるのかどうか、その内容についてお聞かせいただきたいです。

○川合委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時00分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

先ほどの時間外手当でございますけども、対象者3名ということで8月から11月分の合計で延べ151時間になります。1人当たり直しますと13時間という格好になります。

以上でございます。

○学校教育課長

先ほどの時間外手当の補正ですが、学校教育の方、1人昨年までは臨時職員であったのが正規の職員になったということと、それから先ほど話がありましたように、指導主事2人、8月から時間外手当をつけた。時間外がこの後3月まで努力しても少しは必要であろうということをお願いいたしました。

以上です。

○高橋委員

県派遣指導主事お2人の8月以降の残業手当、8月から残業手当が払われるようになったということですか。4月からじゃなかったのかな。4月から改善するというふうに私は理解して、さきの9月議会のときに自主残業と当然やるべき残業の2種類があるという残業2種類説があって、これを改善してほしいということで改善をお願いして了解ということになったと理解してるんですが、派遣主事は4月から残業の対象になっていたんじゃないですか。そこらを含めて今度の補正との関係、もう一回御説明ください。

○秘書課長

今回の補正予算につきましては、指導主事の対象ということで当初予算には計上しておりませんでした。今回計上させていただいたものでありま

す。実際に8月から時間外勤務命令の報告が上がっており、その旨、支払をしておる状況であります。

○高橋委員

いや、だから何でそんなふうになったの、4月からやらないかんじゃないかってことを聞いてるんですよ。4月からやるんじゃないかなかったですか。何で8月からですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時01分休憩

---

午後1時06分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

すいませんでした。

4月から7月の分につきましては、今まで出しておりませんので、今後その分を追加で申請するという形でいきたいと思っております。

○高橋委員

どういうことをおっしゃったのかよくわかりませんが、この補正予算は県派遣指導主事の8月以降の残業代にかかわる、差し引きしてね、必要だということでやっとな。もう1人3人目の人、別のこれ部署で見えるけども、だけど4月から7月までについては出してないの、調整して出すということですか。おっしゃった答弁の趣旨がちょっとよくわかりませんが、もう一回お願いします。

○学校教育課長

4月から7月につきましては、しっかり把握できてない部分もありましたので、8月から時間外ということでしたけども、4月から7月の分につきましても、この補正が出ましたので、申請をしていきたい、確認をしてから申請をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

秘書課長、そういう措置で100万1,000円で補正の額内で手当できるということですか。

○秘書課長

4月から7月分までにつきましては、今回の補正額には計上されておりませんので、当然不足額が見込まれると思います、20年度につきましては、ですから、もしそういうことであれば、また補正の必要が出てくるかと思えます。

以上です。

○高橋委員

再補正して4月から7月分についても支給するというのでいいですね。

○学校教育課長

この補正につきましては8月、9月の実績を見まして18時間ということで計算をさせていただきました。その後、勤務の実態を私も一緒になりながら時間外がなるべく出ないように勤務をこの後、進めていきたいと考えておりますので、再補正が必要かどうかということはまだはっきりしてないと思えます。

以上です。

○高橋委員

8月、9月の状況を見て今回補正をしたと。もちろんこれは県派遣指導主事だけの補正ではなくてね。もう1人、臨時から正規になった人が見えるということでそれも入ってるわけですが、ちょっと聞きたいんだけど、秘書課長。100万1,000円のうち県派遣職員の分は幾らですか。

○秘書課長

時間で申しますけども、今回236時間、3人分を計上しております。その中で216時間が県派遣職員でございます。

以上です。

○高橋委員

そうするとほとんどが県派遣職員ということで、これは8月分以降の残業に対して、216時間という認定をしたということですか。現計予算は0ですか。県派遣職員については現計予算0なので、8月から翌年3月までについてとりあえず払っとる分は現計予算組めばいいわけですからね、払っというて216時間分を補正したと。これは一月当たり18時間になるんですか。何時間になるんですか、

一月当たり。

○秘書課長

1人当たり18時間という計算であります。

○高橋委員

そうすると、18時間で8月から翌年3月までの残業代をここで計上したと。今の答弁は4月から7月までについて合わせて申請して支給したいということになれば、18時間を大幅に今後下回ればともかく、下回らない限り追加の補正が要するというのが一般論だと思うんですが、秘書課長、そういう方向で進めるということでもいいですね。今の答弁はそういうことをおっしゃってるわけだけども。

○秘書課長

今後の推移を見ながら、不足額が見込まれるのであれば再補正をしていく予定であります。

○高橋委員

一月18時間というのは、前にも議論したように、18時間でいいのかということも議論しましたね。一月18時間というのは、1週で四四、十六、四五、二十なんで、1週間には4時間か5時間ということですかね、残業時間が。ということは1日1時間程度だということなんですが、最近、私もちよっと遅く帰るときにのぞくんですが、県派遣指導主事は見えないケースが結構あって、いいことだなと思うんだけど、その分、先生がかぶってみえるのかな。いやいや、ほんとの話が。課長職でがっとうとつ議会でも言われたからおれがかぶるんだということでやると、これ長続きしませんので、学校教育課長は頑張ってもらえるかもしれないけど、次に来る先生が学校教育課長というのとはとにかく残業が多いとこだと。つけへんと、4%しかということでもいかんと思うんですが、18時間程度で8月、9月は済んだということですか。これ名実ともに残業が。趣味の残業もあるという話ではありませんが。自主的残業と上からお願いした残業と二通りあるという残業二通り説言われたけど、それは御破算にしてもらって、文字どおり派遣指導主事の残業は18時間程度でいけるということが共通認識ということでもいいですか。もう一遍

そこ御確認ください。

○学校教育課長

18時間という時間ですけども、今の状況を見ておきますと、もう少し少なくともいけるかなと。ですから、先ほど再補正ですかの必要性はどうかと言ったのは、今の状況を見ておきますと指導主事も仕事なれてきた部分もあります。私自身もなれてきましたけども、そういうこともありまして18時間を超えることはほとんどなく、もっと少なくやれるんじゃないかというふうに今考えております。

以上です。

○高橋委員

なれてきたということもあるかもしれませんが、残業すると今度は金かかるようになったもんでね、平たく言うと。今までは無償残業で銭払わずにやってもらってたんだわ、県派遣指導主事は。それはいかんよという指摘があって、今回措置をとってもらった。

私は、なるべく残業は少ない方がいいにこしたことはない。学校教育課長も早く帰ってもらいたいなと思ってる、実はほんとの話が。教育現場というのは長くやって当たり前だと、奉仕の精神ということでは長く続く話ではないので、早く帰ってほしいなというぐあいに思っておりますが、やむを得ず仕事があることも想定されるので、ぎりぎり残業していただかなきゃいかん場合があると思うんですが、18時間程度で何とかいけていると、名実ともにそれで帰っているんだということならこれは結構な話でね、やっていただけりゃいいんですが。

そうなると、18時間でも非常に少ない場合も想定されるので、多少補正予算を、財源が浮いてくる。しかし4月から7月までの分を埋めるほど浮くとは思われませんよね。これ4月から7月も18時間程度で申請するというのでいいですか。

○学校教育課長

すいません、今この場ではちょっと18時間かどうかというのはこの後、確認をしてからということになると思いますので、この場で18時間でおさ

まるとかということはちょっとお答えできません。

○高橋委員

それは何か記録があるんですか、帰られた。今タイムレコーダーがないわけだし、申請するのはいいですが、何か記録あるの。何をもとに申請されるのかなと思って私ちょっと疑問があるんですが。

○学校教育課長

おっしゃるとおり特に記録はございませんので、時間外の帰宅の場合には、帰るところ、あれは何て言うんですかね、宿直のところに時間を書くようになってますので、そこを確認をしながらというふうに今は考えております。

○高橋委員

あそこは6時半以降だわね。5時15分にタイムオーバーになって、それから休息があるのかどうか私よくわからんけども、例えば6時25分まで仕事をやってね、すたこらさっさと1階へおけると検問ひっかかりませんがね、帰りの階の。そうするとその人は、6時半までにあそこを出てしまえば5時15分に帰ったのか6時29分に帰ったのかわからないと、こういうことになるんですがね。8時、9時、10時というのはわかりますよね。それをやると先生ね、18時間はなれてきて18時間なもんで、さっきの答弁があるように。当初はきつとなれてみえないでしょう、4月から7月までは。そうすると相当、この金額がのすんじゃないかというふうに思われますが、そういう理解でいいですね。

○学校教育課長

先ほどお答えしましたように、まだしっかりと確認ができておりませんので、この後調べていきたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

補正予算の時間外手当の総額はこれはもう決定してるので、時間外手当の総額を逆算して、これだけなら予算が残ってるのでこの範囲にしとくかというようなことでは、補正を組んでもよかったというようなことで私は問題だというふうに思

います。あくまで現時点ですから、さかのぼってやるというのは、確かに閉庁の帰るときにあそこへ書く、少なくとも書けばあそこへ残るということでしょうが、相当長い時間あればとってみえるんですか、総務部長。庁舎管理上とってみえるの、あれば。帰る階の時刻というのは、どうですか。

○総務課長

月ごとに締めまして保存はしとるかと思うんですけど、今私この場で何カ月分が何年かとか保存年数までちょっと詳しく存じてません。一度確認をさせていただきます。

○高橋委員

保存年数はわからないと。今月、調べてくれといえはわかるかもしれませんが、毎日毎日30日分が一月に何枚かになるわけでしょう。今年度の分だから、4月から7月の分だから多分とじ込んであるような気がしますが、教育委員会から資料要求があった場合は速やかに出してあげてほしいというふうに思うんですが、教育部長。あなたも長いこと人事やってこられて今のようなやりとり聞いておられてどう思われますか。

○教育部長

私ども一般職と違いまして、やっぱり教職の先生方ということは情熱がいっぱいでですね、熱心だなあと感じております。

以上でございます。

○高橋委員

いやいや、そんなこと聞いてないがね。情熱いっぱい熱心だなあってことは、私何も否定してないですよ。残業の組み立て方が4月にさかのぼって追跡調査しながら残業の額を決めるというようなやりとりを教育委員会やってみえるけども、長いこと人事にみえた部長としてどうなんですかという基本的な市の残業管理の姿勢について聞いてるがね。一生懸命やるとるかやってないか、そんなこと聞いてない。

○教育部長

私が秘書課長のときはですね、時間外忘れがあった場合は申請があれば支払っておりました。

以上でございます。

○高橋委員

いやいや、4月にさかのぼって、12月の段階で4月にさかのぼって忘れが申告される場合があるんですか。秘書課長、そういうケースは今でもあるんですか。12月になって4月にさかのぼって忘れとつたと、残業を。もう一遍申請し直したいというケースがあるとおっしゃるけれども、4月にさかのぼるようなケースがあるんですか。

○秘書課長

私4月からですけども、まだそういった例は見当たりません。

○高橋委員

私は、情熱を持ってまじめに真っ当に働いていらっしゃる皆さんの労働時間を正當に評価するというのは、幹部職員の當然の義務だと思いますね、私は。だからそれが正當にサラリーに反映する、あるいは正當にその人の待遇に反映するという措置がなかったら、一生懸命やっておっても反対給付がなかったら、お互いに1日や2日や1週間や10日は頑張るけども、我が身をさらして仕事をやるわけだから、そういう制度的な担保がなかったらお互いに激励もし合えないし頑張れないわけでしょう。

県派遣指導主事というのは、そういう点で残業時間は隘路だった、そのことはよくわかりますが、その県派遣職員の正當な残業に対して二転三転議論はあったけども、正しく評価をしてこなかったことの結果として今のような事態があるわけですから、私は、あえて教育部長にそこを求めたのはね、そこを教育部長としてどのような反省とどのような分析の上で、今後、決議をしていくのかということが總體的に表明されんかったら、帳じりを合わせたからいいじゃないかというレベルの話ではないと、私はそういうふうに理解してるから、あなたにあえて聞いてるわけでしょう。なぜ教育部長として指名されとるのか、どういう趣旨の答弁が求められてるのか、わからないことはないでしょうが、そういうことなんです。しっかり答弁してください。

○教育部長

時間外とか、それから評価につきましても私が直接携わるところがないわけですけども、ただ、派遣主事の方がいろいろ頑張ってみえることにつきましては、課長の方にも伝えております。あんまり長くならないようにとか、ちゃんとした時間外については仕事としてやった分にはつけてくださいよというようなことですね、前回御指摘がありましたので、課長にもよく指導はさせていただいております。正当な勤務した場合は時間外つけるのが当たり前ということで、学校教育課長には指導させていただいております。

以上でございます。

#### ○高橋委員

教育部長の精いっぱいの答弁、私から言えば非常にまだ物足りませんけども、そういうことを表明されたと。残業やっておつても金を払わなかったということになれば、これは管理責任問われて当然ですよ、管理責任問われてね。時の部長は何やとったんだと、あるいは教育委員会、教育長はどういう姿勢なんだと問われて当然。今回の件は、たまたま御本人から訴えがあったわけじゃない。私たちが議会で、そういう残業手当なしの業務があつていいのかという指摘があつて初めて具体化していった経緯があるんで、それはそういうことなんでしょうが、これは問題と内容によっては、管理責任を問われて当然だというレベルの問題と思うんですね。しかも歳出するのは公費ですからね。血税で対応するわけですから、そういう点では公正さとの確さと労働に対する正当な対価、これが三位一体となって正しく支弁されることこそが一番ポイントですから、そこをもう一度、私はしっかりと担当幹部については腹に入れていただきたい。そういうことですよ。人の仕事に対して、敬意と正当な対価を払うという至極当然のことでありまして、ぜひとも今後の確な対応を求めておきたいというぐあいに思います。秘書課長、そういうことなんでね、必要があつたらちゃんと補正を組んでくださいよ、3月議会でね。

それから、もう1人のケースはどういうケースでした。臨時職員が正規になったということですか。

これはどういう臨時職員が正規になられたんですか。

#### ○秘書課長

臨時職員が正規職員になったというのは、19年度で正規職員が退職しまして、その後、臨時職員で対応しておりましたので、時間外手当を払う職員ではありませんので計上しておりませんでした、20年度。今回、正規職員が配属されましたので、当初予算に計上しておりませんでしたので、今回合わせて補正で計上させていただきました。

#### ○高橋委員

それは人が違うということね、年度で。わかりました。今まで19年度は非正規でやってきたけども、だから残業手当が要らないと。残業しないわけだから。20年度は別な正職員が配置されたので、当初予算の段階では反映していなかったけども今回補正で、当然正規職員だから残業もおやりになればここで払ってあげなきゃいかんので、そういうことだということで、同じ人が非正規から正規になったんじゃないくて、身分待遇の変更と人の差しかえがあつたということで今回の補正になったということですね。それはわかりました。理解をいたしました。

ぜひ時間外手当については懸案事項でありますので、適切に対応していただきたいと思います。

53ページ、中学校費の教室改善工事費70万9,000円、この内容を御説明ください。

#### ○教育庶務課長

教室の改修工事につきましては、知立中学校の被服室の改修であります。被服室につきましては、ことしの7月の事件を受けまして、直接被服室自体の損壊はありませんでした。ただ、被服室が犯行現場となったことで生徒の精神的なダメージがありましたので、その後カウンセラーで子供たちのカウンセリングを続けておりました。そんな経緯の中で、学校とそれからカウンセラーの意見がいろいろ集約しまして、ぜひとも被服室の改修、イメージの変更なんですけど、してほしいという話がありました。そんなことから今回、12月補正で提案させていただいて、被服室の改修を3月末ま

でに終えて4月から被服室を授業として使えるように提案させていただくものであります。

以上です。

○高橋委員

被服室というのは知立中学校の事件があった現場の教室と、こういうことですか。

そこであの事件が起きて以来、被服室は用いられていないということですか、使用していない。それは、例の事件の思い出と想起があるために用いなかったと。来年度から用いたいけれども、そのためには改修したいということですか。もう少し、どこをどのように改修するのか、改修の中心点、どういう改修をすればその負のイメージが解消されてくるのかということがもうちょっと私たちにわかるように説明をいただかないといけないんじゃないでしょうか。どうですか。

○教育庶務課長

失礼いたしました。

改修の内容といたしましては、まず被服室の内壁の塗装がえを全面でやります。それから被服室の床、フローリング、木でできておるわけですが、これにつきましてはサンダー掛けをして再度塗り直して若干の色の変更もしていきたい。内壁についても同じような考えを持っております。

それから被服室の一番西側になりますが、作りつけの家具があります。その家具を、授業については余り必要もないということもありまして、それをいっそ撤去していきたいと、それで部屋の中のイメージを変えたいと。

それからもう1点であります、被服室の作業台、いわゆる被服台があります。これが購入後23年ほど経過しております。老朽化もしておりますので、これも天板の色も変えることも含めまして教習用の作業台、生徒用の作業台、これを全部、物を撤去して新しい物に変えたい。それから、今カーテンが暗幕になっておりますが、これをカーテンに切りかえて色も変更したいと。色につきましてはカウンセラーの方、学校の意見を尊重しまして色決めをしていきたいと、そんなふう考えております。

以上であります。

○高橋委員

それは施設整備費1,000万円の内容を含んでいるんでしょ。違うの。教室改善工事に今言われたことが全部含まれるんですか。その上にある施設整備費1,015万円というのは関係ない歳出ですか。

○教育庶務課長

今、委員がおっしゃいました施設整備費の1,015万6,000円につきましては、これは門遠隔施設システムと教室改修工事を足した合計が載っております。ですから、改修工事につきましては約700万円ということでありまして。よろしくお願いたします。

○高橋委員

この被服台というのは個別の備品ではないですか。この教室改善工事費に挿入するものではないように思うんですが、それはそういうことなんですか。もう据えつけてセットになっている、ちょっと細かいこと言って恐縮だけどね。例えば内壁の塗装がえとか床の一扫とか作りつけ家具の撤去などは、この工事費としてのせればいいと思うんですが、今おっしゃった被服台等は備品ということではありませんか。これを工事費で一括のせるというのは、ちょっと理解しにくいんですがどうですか。

○教育庶務課長

この作業台につきましては、ただテーブルということではなくて、いわゆるミシンを使ったりいろいろそういった被服の時間に使っておりますので、電気工事も取り付け配線を伴っておりますので、ということと固定ということで、全体の中で工事費として上げさせていただきました。よろしくお願いたします。

○高橋委員

ちょっと私、より厳密にするとどうなるのかなという感じがします、今の話聞いてね。

確かに負のイメージを持っていらっしゃる、恐怖と精神的な負の遺産を引きずるといことはよくないので、その精神的ケアも含めてレイアウトを変える、いいと思うんだけど、もうちょっと例

えば委員の皆さんに、こんなふうに変えますよという内容の例示するようなものを、委員長ね、ちょっとお示しただけとお互いに理解が深まるのかなというぐあいに思うんですが、そんなものはありませんでしょうか。一度お出しただいて、こんなふうに変えて子供や先生たちの思いを断ち切っていくんだということなんですから、そんなものをお出しただくといいと思うんですが、委員長どうでしょうかね。

○教育庶務課長

A4一枚程度の改修のレイアウト図、色についてはまだ詳細は学校と話をしていきますが、改修の状況についてA4一枚のレイアウトがありますので、それを休憩時に提出させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○川合委員長

そのようにお願いいたします。

○高橋委員

じゃあ委員の皆さんによくわかるように、ぜひ必要な文書としてお出しいただきたいと思えます。

給食センターの太陽光発電装置についてお尋ねいたします。

これは本会議にも出ましたように、2カ年の債務負担行為、単年度の太陽光は55ページに、2カ年の債務負担行為は別なところへ出ておりましたね。58と59ページの方へ出ております。

それで20キロワットという発電量なんです、給食センターにおつけいただくということなんです、この発電量キャパと給食センターで使う電力量との関係でどんなあんばいになっていくのか、このあたりちょっと御説明いただけますか。

○教育庶務課長

20キロワットにつきましては、最大の発電量ということにまずなります。具体的に環境効果ということもあるんですが、わかりやすいのは、どの程度センターのいわゆる電気を補えるかということでお答えさせていただいた方がいいかと思えます。20キロワット、天候にもよるんですが、40ワットの蛍光灯2灯用が一応200台賄えると。今度の新給食センターにおきましては、おおむね照明

用の電灯、つまり40ワットの2灯用についてはほぼ賄えるというふうに想定をしております。ただ天候にもよります。

以上であります。

○高橋委員

天候等にもよりますけども、それは当然太陽光ですから。だけど、年間おおむねこれぐらいの発電量が担保できて、そしてその発電量でどこまで、給食センターの発電の力でどこまで供給できるのかと。つまり中部電力から電力をこれぐらい節減できるんだと、こういう言ってみれば試みの案などは立てておられませんか。

○教育庶務課長

失礼いたしました。あくまで試算というか想定であります、年間の発電量につきましては年間約2万2,000キロワット。具体的には先ほどお話ししました給食センターの照明、一般の照明設備はほぼ賄えるかなというふうに考えております。ただ、今の年間の電気量の節減につきましては、電気料金がちょっと、17年度のときの設計段階の試算で基本設計の試算であります、年間30万円程度弱というぐらいの電気量の節約というふう、あくまで17年度のときの基本設計の試算で、そのぐらいというふうに出ております。

以上であります。

○高橋委員

今の答弁ですと、年間発電量が2万1,000キロワット、そして給食センターというのは照明もさることながら電気を使う調理機器というのはいませんか。ガス、私ちょっとよくわからんわけだけど、電気を使う調理機器がないとすれば、この場内照明が相当、電力の使用量の中心を占めるかもしれないですね。それでなお残る電力は買ってこなきゃいかんということなんです、年間30万円程度ですが、あと残りの電力というのはどのぐらいになるのか。17年度のベースでも結構ですが、もうちょっと精査されたデータをつかむのが必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○教育庶務課長

まず、センターにおきます厨房機器につきまし

ては、電気を使った調理機器はありません。基本的には今、現行は重油を使っておりますが、環境ということも含めまして、新給食センターでは都市ガスをいわゆる燃料源というか、それを使った高圧蒸気で調理を考えております。調理とか消毒を、そういったものを熱源に考えております。ただ、機械を動かすために一定の制御ということで電気は当然必要に思っております。

金額、あと節減効果につきましては、17年度の例を出させていただきましたが、今手元には先ほどお話ししましたセンターの照明が賄える程度ということで、数字的には申しわけありません、17年度当時の推計しかちょっと今手元にありません。

○高橋委員

せっかくつけていただくんでね、第1号になるわけですから、この発電装置によってどの程度の発電量があるのか、これは2万1,000だとおっしゃった。で、場内の使用電量は幾らぐらいに見込まれるのか、新しいセンターがね。これは設計者とも協議すれば大体出てくるんじゃないですか。場内の発電量というのは年間幾らぐらいなのか。そして大体20キロワットの今度のやつでどのぐらい発電ができるのか。そうすると、残ったこれだけの部分は電気料として引き続き計上しなきゃならないんだと、お金をね。だけどこれだけは残っていくんだというような、もうちょっと踏み込んだ試算をされて、だからこうしたものをつけていくんだというアプローチ、あるいはPRがあってもいいんじゃないかと。つけよつけよと言われるからつけるがねということもあるかもしれんけど、もうちょっとアクティブな、給食センターに太陽光発電かく活用されると。かく活用される予定だと言って前へ出して光を当てながら、大いに今後の施策に生かすような、そういう突き出しが必要のような気がするんですが。

これ教育庶務課長、それ以上試算してなかったらあれですが、もうちょっと試算して大至急議会等に出していただいてね、なるほどと、これだけの経費をかけてもそういうことなのかということか、お互いが理解できるようなものとしてお出

しいだきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○教育庶務課長

委員のおっしゃることも当然必要だと思います。きょうの段階できちんと回答ができなくて申しわけなく思います。議会最終日まで具体的に、あくまで想定ということですが、今の金額でどの程度ということで、今回の新センターの効果についてお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第77号について挙手により採決します。議案第77号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。

したがって、議案第77号、平成20年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第80号、平成20年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第80号について挙手により採決します。

議案第80号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。

したがって、議案第80号、平成20年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に陳情第19号、消費税の引き上げを行わないための意見書採択を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○山崎委員

この陳情第19号、消費税の引き上げを行わないための意見書採択を求める陳情書に関しては、不採択の立場で意見を述べたいと思います。

政府の動きとしましては、昨今消費税を社会保障給付や少子化対策の費用を補う主要な財源とするべきだとの意見もあり、消費税アップの使い道を社会保障の財源にするべきだという提言など消費税に関してはさまざまな議論がなされているところであります。

こうした状況の中で、長期的な展望及び広い視野に立って考えたとき、社会保障負担の財源など、現時点では消費税の引き上げに関してはまだまだ議論の余地があるなど、そんなふうを考えております。

以上の理由で陳情第19号に関しては不採択でお願いしたいと思います。

○川合委員長

ほかに御意見がありましたらお願いいたします。

○村上委員

陳情第19号について基本的には不採択でお願いしたいと思うんですが、今ここに挙げられております陳情書についてのさまざまな意見が書いてあります。この意見につきましては、私自身否めないところがあるんですが、我々として消費税の引き上げは行わないでくださいと。根本的には我々、消費税につきましては賛成という部分でございます。ただし税制改革、抜本的な改革を行

っていく中で、総ぐるめの中での消費税の引き上げはやむを得ないかなというふうには思いますが、今現時点で消費税の引き上げは行わないということにつきましては、いささか賛成しかねるかなということで御意見に賛同させていただきます。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに意見ございませんか。

○高橋委員

消費税引き上げをするなというこの陳情なんです。自民党の越智隆雄という衆議院議員、これ結構有名な衆議院議員ですね、この方が何とおっしゃってるか。これは、山崎委員ああいう発言されたんですが、越智氏は消費税の引き下げを検討すべきだとおっしゃってるんですよ。そういうことを言うのは、これはばらまきで言ってるんじゃないんだと。過去2回の消費税引き上げの後、景気が悪くなり税収が減ったことを指摘して、消費税引き下げはある意味で景気対策だと。なかなかの識見ですよ、この人。この人は自分のみずからの政経パーティーで主張された。しかも越智さんというのは自民党の税制調査会の委員ですよ。この人は、調査会の席上でみずから消費税引き下げを検討すべきだと言ったら、会場が凍りついたと、こういうことを紹介したということ言ってるんです。

消費税が3%から5%になったとき、これは橋本内閣ですよ、9兆円負担増と、ぱ一つと。あれから消費が落ち込んだと。これはもう過去のことだからお互いに忘れちゃったかもしれんし、消費税というのは国の施策ですから、お互いに直接体験は少ないわけですが、そういう代物で日本経済を失速させたというのは、お互いに過去の歴史にしっかり学ぶことが必要だと、これは党派や思想信条を超えてですね、越智さんはそこを言ってるんだね。これはちょっと自民党の今日のあり方でいうと垂流なんだけども、そういうことを言っていらいっしょ。

そしてそれがね、越智さんだけでなくヨーロッパ諸国に今、広がってるんですよ。これは欧州

連合、EUですね、11月26日、欧州経済回復計画というのを加盟国に提案した。個人消費を後押しするため付加価値税、向こうは付加価値税ですね、の税率を下げることを盛り込んだ。イギリスなんかはやると言ってるわけでしょ。こういう今、事態がヨーロッパ諸国では起こっておる。もちろんその国の付加価値税の税率、これは単一じゃないから一律には議論できないけれども、このように厳しい不景気が来たときに、個人消費を妨げるような要因である、その柱である、橋本5%で9兆円、この歴史的な教訓を我々がしっかりと握っておるとすれば、こんなことをやったら景気が減速すると。そういうことは、お互いにまず認識しないといけないのではないかと、いうぐあいに思います。

麻生さんは、アメリカ発の金融不安にどう対処するかというその処方を書きました。彼の言ったのは、なぜ日本がこんなにいけないかと、輸出中心なんだと、日本の経済の基本は、基軸は輸出中心。円高によってこれがたっと今日減りをして、内需は低迷と、こうなってるわけでしょ。だから麻生さんは、内需をもっとふやして購買する力をつくらなきゃいかん。だから定額給付金だと言ったわけだわ。定額給付金が当たってるかどうか、もう既に我々の論調は述べたとこだけど、しかしそこが発想なんですよ。購買力を高めるということなしに内需拡大できない。

したがって、消費税が越智さんが言うように内需をそぐものであるということとダブらせて考えたときに、軽々な消費税増税論はいかなもんかと、この時期に。

だから、麻生さんは3年後と言ったけども自民党税制調査会は3年後と書けなかったでしょう。2010年代と、2010年代に半ばぐらいまでにはやりたいということを書いたけども、麻生さんの3年というのは入らんかったがね。財務大臣にも要求したよ、彼はね、だけど入らんかった。ここに今の与党の税制調査会でも、消費税というのをどう考えるかというところで揺れていることのあかしですよね。私はそう思います。

それでね、社会保障財源、これは2,200億円毎年減らしておる。こんなことでもいいのかというのはお互いの認識だけど。例えば今度、政府が第2次補正で発表しようとしている景気対策、幾つかあります。その中の1つに、証券優遇税制の継続というのがあるんですよ。つまり株式の譲渡益、株式を売った場合あるいはもうかった場合、売ったりもうかったりするでしょ、それに対して税が入ります。これは地方税法でやりましたよね。本来20%の税がかかる、所得税が7%、住民税が3%かかるけども、これを現行10%に、10%限定しとるんですよ、所得税が7、住民税が3。これをこれからも続けるというの、3年間。これを続けると1年間で1兆円ですよ、減税の額が。1年間でこれを続けるだけで。これをやめたらですね、社会保障財源出てくるじゃないですか。これやめたら社会保障費の2,200億円はおつりが出てくるというぐあいに言わざるを得ませんね。

私は、そういう点で、財源の一つだけ紹介しました。あといろいろ法人の減税とかいろいろ対応し、質していくべきこともたくさんあるんですが、そういうものを一つ取り上げても、今の政府の施策がどうも一番打たなきゃいかん中心の的から外れちゃってるわけだわ。外れちゃってるから低迷し、外れちゃってるからいろんな意見が出るとぶれちゃう。そして景気対策おくらしているし、的確に的を突かない。この方がむしろ今、重要問題でありまして、私はそういう面で言えば、越智さんが見識あることを自民党の代議士が言ってみえる。ここはお互いに市政会の皆さんも学んでいただきたいなというぐあいに思いますよ。景気の低迷から脱却するには内需の拡大、内需の拡大の柱である消費税の増税で、いかにしてじゃあ景気を立ち直らせるか。この処方について回答ないじゃないですか、自民党の皆さん。そう思いますよ。

したがって私は、いろいろちょっと散文的な物の言い方しましたけども、本陳情は、ぜひ消費税を上げないと。私どもは、食料品非課税までやる必要があるというふうに考えていますから、ぜひその点で本陳情については採択していただきたい

ということを申し上げて、討論といたしたいと思  
います。

○川合委員長

ほかに御意見ありませんか。

それではこれより採決します。

陳情第19号について採択することに賛成の委員  
は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に陳情第19号について不採択することに賛成  
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第19号、消費税の引き上げを  
行わないための意見書採択を求める陳情書の件は  
不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべ  
て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき  
ましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会いたします。

午後1時59分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証す  
るためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長